

令和6年度 水質検査計画



広島市役場 都市整備部 上下水道課

令和6年度 広陵町水質検査計画書

1. 水道事業種別 上水道事業
2. 事業主体 広陵町
3. 配水場名 真美ヶ丘配水場
大野配水場
4. 水源 全量が奈良県営水道水

※平成24年10月1日から県営水道100%受水による水道供給を行っております。

5. 給水人口 35140人
6. 1日平均給水量 10070m³
7. 1日最大給水量 11078m³
8. 普及率 100.0%

水質検査地点

1. 給水栓
毎月検査（水質基準項目・水質管理目標設定項目）を行う給水栓は原則として、配水場及び配水系統1地点以上になるように選びます。また、毎日検査（色・濁り・残留塩素）を行う給水栓は末端等水が停滞しやすい場所を選びます。

表1 水質検査地点

配水場名称	給水栓
真美ヶ丘配水場	真美ヶ丘配水場内給水栓
大野配水場	大野配水場内給水栓

2. 水質検査の方法、委託先
 - (1) 毎日検査（自己検査）
採取場所：馬見南2丁目・南郷地内
上記地点で採取した水の色・濁り・残留塩素を毎日検査しています。
 - (2) 水質基準項目検査（委託検査）
 - ①検査項目
水道法に定められた51項目を外部検査機関にて検査します。
(採水・運搬は職員)

表2 水質基準項目

水質基準項目							
No	項目名	水質基準	単位	No	項目名	水質基準	単位
1	一般細菌	100 以下	n/ml	27	総トリハロメタン	0.1 以下	mg/l
2	大腸菌	不検出	n/ml	28	トリクロ酢酸	0.2 以下	mg/l
3	ホモキウム及びその化合物	0.003 以下	mg/l	29	ブロモシクロキサタン	0.03 以下	mg/l
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	mg/l	30	ブロモホルム	0.09 以下	mg/l
5	ビシ及びその化合物	0.01 以下	mg/l	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	mg/l
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	mg/l	32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	mg/l
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	mg/l	33	アミン及びその化合物	0.2 以下	mg/l
8	六価クロム化合物	0.05 以下	mg/l	34	鉄及びその化合物	0.3 以下	mg/l
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	mg/l	35	銅及びその化合物	1.0 以下	mg/l
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	mg/l	36	ホウ酸及びその化合物	200 以下	mg/l
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	mg/l	37	マンガニン及びその化合物	0.05 以下	mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	mg/l	38	塩化物イオン	200 以下	mg/l
13	亜素及びその化合物	1.0 以下	mg/l	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 以下	mg/l
14	四塩化炭素	0.002 以下	mg/l	40	蒸発残留物	500 以下	mg/l
15	1,4-ジニキシン	0.05 以下	mg/l	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	mg/l
16	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04 以下	mg/l	42	シエオキシ	0.00001 以下	mg/l
17	シクロキサタン	0.02 以下	mg/l	43	2-メチルイソブチルアルコール	0.00001 以下	mg/l
18	テトラクロロエチン	0.01 以下	mg/l	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	mg/l
19	トリクロロエチン	0.01 以下	mg/l	45	フェノール類	0.005 以下	mg/l
20	ベンゼン	0.01 以下	mg/l	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	mg/l
21	塩素酸	0.8 以下	mg/l	47	pH値	5.8以上8.6以下	
22	クロ酢酸	0.02 以下	mg/l	48	味	異常でないこと	
23	クロホルム	0.06 以下	mg/l	49	臭気	異常でないこと	
24	ジクロロ酢酸	0.04 以下	mg/l	50	色度	5 以下	度
25	ジブロモクロキサタン	0.1 以下	mg/l	51	濁度	2 以下	度
26	臭素酸	0.01 以下	mg/l				

②採取場所

採取地域については表3のとおりに計画しております。

表3 水質基準項目検査地点予定表

水質基準項目検査地点予定表				
年	月	地点①	地点②	地点③
令和6年	4月	真美ヶ丘配水場	大野配水場	馬見南5丁目
	5月	真美ヶ丘配水場	-	大垣内
	6月	真美ヶ丘配水場	-	馬見中2丁目
	7月	真美ヶ丘配水場	-	南郷
	8月	真美ヶ丘配水場	-	大野
	9月	真美ヶ丘配水場	-	弁財天
	10月	真美ヶ丘配水場	大野配水場	広瀬
	11月	真美ヶ丘配水場	-	大塚
	12月	真美ヶ丘配水場	-	馬見北4丁目
令和7年	1月	真美ヶ丘配水場	-	百済
	2月	真美ヶ丘配水場	-	沢
	3月	真美ヶ丘配水場	-	笠

②検査頻度

A：水質基準項目のNo. 1, 2, 38, 46～51は毎月検査します。

B：水質基準項目のNo. 10, 21～31、42、43は年4回検査します。

C：水質基準項目のNo. 39、40は年1回検査します。

D：その他水質基準項目については4年に1回検査します。（次回令和7年度）

（3）水質管理目標設定項目（委託検査）

E：PFOS及びPFOAについては年1回検査します。

表3 検査予定表

検査項目	回／年	令和6年度										令和7年度		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
B	4		●			●			●			●		
C	1								●					
D	0													
E	1			●										

臨時の水質検査について

1. 次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行います。

①水源の水質が著しく悪化したとき。

②水源に異常があったとき。

③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。

④浄水過程に異常があったとき。

⑤配水管の大規模な工事等により水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

⑥その他特に必要があると認められるとき。

2. 臨時の場合の検査項目及び採水地点を次のとおりとします。

- ①原則51項目全てが対象ですが、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合はその項目についての検査を省略します。
- ②定期検査の場合に準じますが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定します。

水質検査の実施に際し配慮すべき事項

1. 水質検査結果の評価・対応

<基本方針>

- ①毎日検査の結果は、検査結果記録者と別の職員がチェックして安全確認を行います。
- ②検査結果で基準値を超過している項目があった場合は直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。
- ③水質検査の結果に異常が認められた場合、確認のため直ちに再検査を行います。

<評価方法>

検査の結果の値を基準値と照らし合わせて評価を行います。

<対応方針>

- ①水質検査の結果、基準値を超過していた場合は直ちに再検査及び原因究明、対策を講じます。
- ②基準の超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合は給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。

水質検査の見直し

- 1. 水質検査計画と実際の水質検査の実施には違いが生じることがありますが、この場合には必要に応じて計画の見直しを実施します。
- 2. 法律の改正等による重要な変更や大きい変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、ホームページで公表します。

1. 図書の閲覧 広陵町役場 上下水道課
2. ホームページ <https://www.town.koryo.nara.jp>
3. 連絡先 〒635-8515
奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町役場 上下水道課
TEL：0745-55-2234
FAX：0745-55-8119
Eメール：suidou@town.nara-koryo.lg.jp